

職業紹介業務の運営要項

公益財団法人日立地区産業支援センター

第1 求人

1 当センターは、「取扱職種の範囲等」に関する限り、いかなる求人のお申し込みについてもこれを受理します。

ただし、申込内容が法令に違反したり、賃金や労働時間等の労働条件が著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）に違反する場合又は反社会的勢力などによる求人である場合には、これを受理しません。

2 求人は、以下いずれかの方法によりお申し込みください。

- (1) 当財団ホームページ上の申込画面から記入
- (2) 同ホームページ上に掲載している求人票を電子メールで送付
- (3) 同ホームページ上に掲載している求人票を窓口へ持参、郵送又はFAXで送付

3 お申し込みの際には、業務内容、賃金、労働時間及びその他の雇用条件を抜けなく記載してください。

第2 求職

1 当センターは、「取扱職種の範囲等」に関する限り、いかなる求職のお申し込みについてもこれを受理します。

ただし、申込内容が法令に違反する場合には、これを受理しません。

2 求職は、所定の求職票を事前に提出後、求職者ご本人に来所いただきます。

第3 紹介

1 求職者の方に対しては、職業安定法第2条に規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、ご本人の希望と能力に応じた職業に速やかに就くことができるよう努めます。

2 求人者の方に対しては、希望に適合する求職者を紹介できるように努めます。

3 紹介に際しては、求職者の方に対し、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を書面の交付、FAX又は電子メール等により明示します。

4 求職者の方を求人者の方に紹介する場合には、紹介状を発行しますので、その紹介状を求人者の方あてに持参又は郵送ください。

第4 その他

1 当センターは、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、求人者の方あるいは求職者の方から苦情が寄せられた場合は、職業紹介責任者の菊野洋二が対応します。

2 当センターが行った職業紹介の結果については、求人者の方から当センターに對しご報告をお願いします。

また、当センターの職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が、就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かという点については、求人者の方から当センターあてに報告をお願いします。

3 当センターは、求職者の方又は求人者の方から知り得た個人的な情報を、「職業紹介業務に係わる個人情報適正管理要項」に基づき、適正に取り扱います。

4 当センターが広告等により求人等に関する情報を公開するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報を最新の内容に保つため、求人者の方や求職者の方から当該情報について公開の中止や内容の訂正に関する依頼があった場合、又は当センターとして当該情報が最新ではないことを確認した場合には、遅滞なく訂正するとともに、求人者の方及び求職者の方に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する、又は当該情報の時点を明らかにするなどの措置を講じます。

5 当センターは、求人者の方又は求職者の方に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の各業務において、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由とした差別的な取扱いを一切行いません。

6 当センターが定める「取扱職種の範囲等」の内容は、以下のとおりです。

（1）職種

- ①法人・団体管理職員
- ②開発技術者
- ③製造技術者
- ④情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発）
- ⑤情報処理・通信技術者（ソフトウェア開発を除く）
- ⑥その他の技術の職業
- ⑦営業の職業
- ⑧製品製造・加工処理工（金属製品）
- ⑨機械組立工

- ⑩機械整備・修理工
- ⑪製品検査工（金属製品）
- ⑫生産関連の職業（塗装・製図を含む）

（2）求人者

茨城県内の以下の市又は村に事業所がある事業者の方

- ①日立市
- ②北茨城市
- ③高萩市
- ④常陸太田市
- ⑤那珂市
- ⑥東海村
- ⑦ひたちなか市

（3）求職者

年齢55才以上の方

7 当センターの業務は、すべて職業安定法関係法令及び関連通達に基づいて運営されます。

何か不明な点などがありましたら、担当職員にお尋ねください。

令和8年1月7日

理事長 上原 健一